

電気主任技術者選任委託契約による確認書

沖縄県立中部病院 院長 玉城 和光（以下「甲」という）と
（以下「乙」という。）は、甲の発注する「設備等運転管理業務委託」により沖縄県立中部病院受変電設備（以下「電気工作物」という。）の保安業務に関し、以下の通りとする。

第1条 契約対象施設

所在地 沖縄県うるま市字宮里281番地
業務名称 沖縄県立中部病院 設備等運転管理業務委託契約

第2条 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

【目的】

第3条 この規程は、沖縄県立中部病院受変電設備における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づきこれを定める。

【法令及び規程の遵守】

第4条 電気工作物について沖縄県立中部病院受変電設備保安規程により、
の設備等運転管理業務従業者（以下「管理会社」という。）は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【設備の保守管理契約】

第5条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関する業務の実施は、
管理会社との間に契約するものとする。

2 前項の契約には、次の各号について定めておくものとする。

- (1) 運転管理する対象物件に関すること。
- (2) 設備の総合運転管理契約に関すること。
- (3) 契約の有効期限に関すること。
- (4) 電気主任技術者の派遣に関すること。
- (5) 電気主任技術者の職務に関すること。
- (6) 電気主任技術者の執務に関すること。
- (7) 電気工作物の保安のための巡視点検及び検査に関すること。
- (8) 設置者と管理会社との連絡、報告及び調査に関すること。

(9) その他の電気工作物の保安に関し必要なこと。

【設置者及び総括管理者の義務】

第6条 甲は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定または、実施しようとするときは、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めるものとする。

2 甲は、電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

3 監督職員は、所轄官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、電気主任技術者の参画のもと立案し、管理会社と協議の上、決定するものとする。

4 甲は、所轄官庁が法令に基づいて行う調査には電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

5 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

6 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

7 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

第7条 本条に規定のない事項については、甲乙協議の上決定する。

以上契約の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲

沖縄県うるま市字宮里281番地

沖縄県立中部病院

院長 玉城 和光 印

乙

印